

経済金融危機を克服し、経営基盤への支援強化を

岡山県商工団体連合会

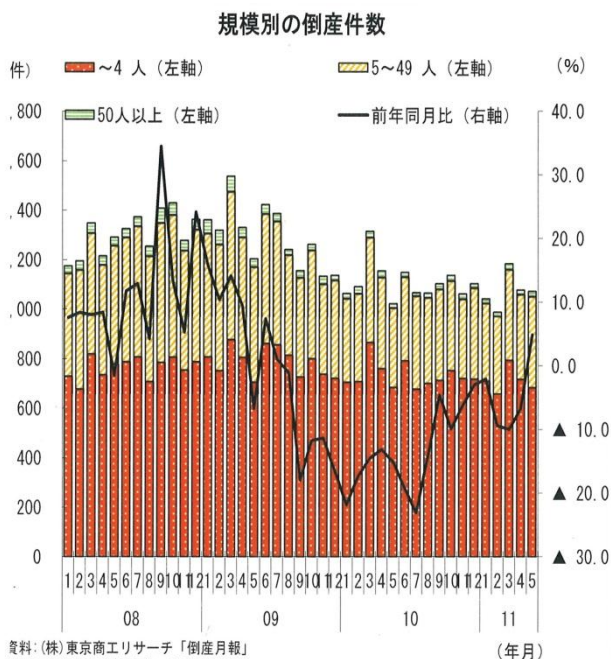
1、経済政策の中心を大企業から中小業者の育成・支援に転換すること

(1) まちや村の荒廃を防ぎ、公正な取引ルールの確立につながる日本版・小企業憲章を国会決議により制定すること。その根本理念に、自営商工業や家族経営に対する正当な評価を盛り込むこと。省庁横断型の議論と対策を講じ、中小企業予算を大幅に増額すること。

(2) 県の経済政策の柱に中小企業施策を据えること。県および市町村に中小企業担当部局を設置すること。

(3) 中小企業施策を決定する際には、中小業者の代表を入れた審議会などを設置し、中小業者の意見が十分反映される仕組みをつくること。

2、中小業者の経営環境改善と、経営力強化に向けた支援を抜本的に強めること



(1) 「日本の宝」ものづくり製造業の基盤技術の担い手であるまち工場を守るために、固定費の補助や休業補償など特別の支援を行うこと。

- 工場の家賃や機械リース代の補てん、休業補償や雇用維持のための特別支援を行うこと。
- 下請法の厳格な運用、検査体制の強化などを通じ、「買いたたき」を防止し単価の下落に歯止めをかけること。
- 産業集積を守るために、新分野の育成・創業支援、住工混在問題の対策確立など事業環境の整備を進めること。
- 製造下請け業者の仕事確保、需要の開拓、事業継承、さらに事業転換など環境変化に対する対応への支援を行うこと。
- 温暖化対策として、省エネ・熱源転換への設備投資への助成制度を創設すること。

(2) 中小業者の仕事確保を支援するため、官公需政策を抜本的に拡充すること。

- 「小規模修繕契約希望者登録制度」を創設・実施し、税金の完納など参加資格要件の緩和や運用の拡大を奨励すること。
- 「中小企業者への国等の契約の方針」に基づき、県は独自の「官公需発注の方針」を持ち、地域の公共を支える業者の育成・存続に努めること。その一環として発注機関に対し、中小業者が開発した新製品をアピールできる場を設け、販路開拓を支援すること。
- 広範な中小業者の受注機会を確保するため、随意契約での優先発注枠を設けること。
- 「地域でできる仕事は地域の業者に」の原則を官公需法の理念として盛り込むこと。

(3) 公共事業は大手ゼネコン向けの浪費型から地元優先・福祉充実・環境保全・防災重視の生活密着型へ転換すること。

震災関連 倒産件数	
東日本大震災 (2011年3月11日)	
3月	8件(1件)
4月	25件(3件)
5月	64件(8件)
※破産準備中等の 実質破綻も、 40件発生(3～5月)。	
(参考)	
阪神・淡路大震災 (1995年1月17日)	
1月	1件(1件)
2月	13件(3件)
3月	21件(10件)
4月	27件(14件)
5月	14件(8件)
6月	12件(7件)
1995年合計	144件(78件)
1996年合計	112件(62件)
1997年合計	58件(30件)

- ・耐震診断助成を大幅に拡充するとともに、県および市町村の計画が着実に進むよう「耐震改修促進」施策を進め、地元中小企業優先で実施すること。
- ・指定管理者制度の運用に当たっては、議会に事業報告を義務付け、公正・適正な運営を保障すること。また事業者選定では、地域中小企業の採用優先枠を設定すること。
- ・老朽化した橋梁の保守・点検、改修事業を直ちに行い、地元中小業者に優先発注すること。

(4) 「住宅リフォーム助成制度」を県およびすべての市町村で創設すること。

- ・地元産木材、瓦などの地場生産物の利用、地元工務店、大工への発注を奨励すること。

- ・長期優良住宅への補助制度を利用しやすくすること。

- ・住宅エコポイント、バリアフリー、耐震、環境などにも柔軟に対応できる助成制度に改善すること。

(5) 地元建設業者への仕事確保に政策的に誘導すること。

- ・社会基盤整備交付金の積極的な活用を推進すること。

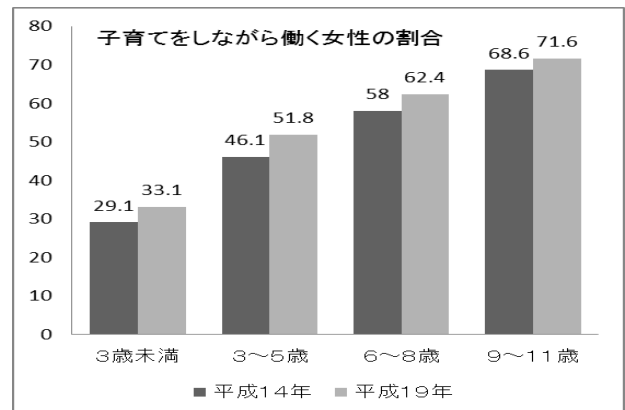
(6) 「がんばる小規模企業応援プラン」は、当面予算を増額して多くの中小業者の経営支援に活用できるようにするとともに、身近なモデル拠点を整備する「経営力向上・事業承継等先進的支援体制事業」を拡充すること。工業試験場など試験研究機関について、中小企業の経営力強化に役立つよう充実すること。

(7) 「中小企業のものづくり基盤技術」の支援はトップランナーの支援ではなく、格差是正、底上げを目標とし、中小業者に活用しやすいものにする。

(8) IT(情報技術)化支援に当たっては、中小業者を対象にした研修の機会や支援措置を拡充し、大企業との情報格差を是正すること。

(9) 中心市街地全体の活性化と合わせた魅力的な商店街づくりのため、地域住民の幅広い意見を尊重しつつ、専門的知識をもった人材の派遣などソフト面での支援策を拡充すること。また実態調査に予算をつけること。

(10) 女性経営者の経営環境整備の対策を進めること。



3、中小企業の経営を支援し、地域に貢献する金融制度を拡充すること

- ・中小業者への金融仲介機能を担う、信用金庫・信用組合・地域金融機関を守ること。
- ・地域金融機関は中小企業への再生と経営支援、地域貢献などを推進すること。監督は都道府県に移管すること。
- ・担保や人的保証に依存しない融資慣行の普及に努めること。
- ・中小業者への融資審査に当たっては、税金完納を要件としない措置をとること。業種、年齢、性別、経験年数による差別をしないこと
- ・保証協会への出捐金などを増額し、財政基盤の安定を図ること。信用保証協会が中小企業の経営振興と地域経済の活力ある発展に貢献できるようにすること。

(7) 多重債務者の被害根絶と救済・再生へ支援体制を拡充すること。

- ・サラ金業者の貸出金利の上限引き下げや総量規制などを盛り込んだ改正貸金業法を完全実施すること。

〈徴収行政について〉

(1) 徴収手続きは、中小業者の生活再建と事業再生支援に役立つよう、運用の抜本改善を図ること。国税徴収法の目的に「事業の継続更正および事業または経済生活の再生」を明記し、納税緩和措置の適用要件を緩和し、経済的理由での減免制度を設けるなど、徴収法制を改正すること。

- ・滞納整理に当たっては、納税者の生存権的財産の処分を禁止すること。差押え禁止財産の範囲を拡充すること。
- ・国税や地方税、国保料（税）等の滞納に対し「売掛金差し押さえ」「年金の差し押さえ」「生命保険金の強制解約」「先日付小切手の強要」など不当な徴収・滞納整理しないこと。

・売り上げ・利益減、著しい損失など、経済的理由による納税緩和措置を中小業者に認めること。

・滞納者の財産調査は課税調査と明確に区別し、本人の同意に基づいて、必要と認められる範囲にとどめること。

・差し押さえや搜索など、強制執行権の乱用は即刻やめるとともに、人権擁護のための法改正を行うこと。

・住民税の滞納処分の権限から都道府県を外すこと。「租税回収機構」などの事務組合、広域連合に対し、自治体の監督責任を明確にするとともに、住民の権利救済規定を設け、人権侵害が起きないように徹底すること。

(2) サラ金並みの高利率で、税金を払いたくても払えない状況を広げている延滞税・延滞金は、引き下げを図ること。分納の場合は延滞税・延滞金を免除すること。

(3) 税と保険料を一体的に徴収する「歳入庁」は、権力の集中が強権的な徴収をいっそう激化させるため、創設しないこと。

(4) 国民総背番号制につながる「納税者番号」制度の導入は行わないこと。

(5) 地方税の徴収を年金からの天引き、カード払いなどに拡大させないこと。滞納者への行政サービスの給付制限は行わないこと。

(6) 行政機関等個人情報保護法を順守し、納税者に関する情報の漏洩や流出、紛失を絶対にしないこと。立法趣旨を順守し、税務行政にも適用すること。e-Tax（電子申告）は、個人情報漏洩し、情報が保護されないまま、管理の一元化につながる恐れがあるので凍結すること。

(7) 情報公開法を適正に運用し、納税者本人への情報公開や税務行政の透明化を図ること

以上